

入札心得

(入札等)

- 第1条 入札参加者は、設計図書、仕様書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、設計図書、仕様書等に疑問があるときは、担当部署に説明を求めることができる。
- 2 入札書は、様式1により作成し、入札公告に示した時刻までに入札会場に会場し、提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式2)を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札の辞退)

- 第2条 入札参加申請書を受理されたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加申請書を提出したものは、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- 一 入札執行前には、入札辞退届(様式3)を芳賀地区広域行政事務組合に提出するものとする。
 - 二 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出するものとする。
- 3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札の無効)

- 第4条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - 四 記名押印を欠く入札
 - 五 金額を訂正した入札
 - 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 七 その他入札に関する条件に違反した入札